

信書の秘密の保護等に関する規定（抜粋）

○ 日本国憲法（昭和 21 年 11 月 3 日憲法）

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

○ 郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）

（検閲の禁止）

第 8 条 郵便物の検閲は、これをしてはならない。

（秘密の確保）

第 9 条 公社の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。

2 郵便の業務に従事する者は、在職中郵便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならぬ。その職を退いた後においても、同様とする。

（郵便物を開く等の罪）

第 77 条 公社の取扱中に係る郵便物を正当の事由なく開き、き損し、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に交付した者は、これを三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法 の罪に触れるときは、その行為者は、同法 の罪と比較して、重きに従つて処断する。

（信書の秘密を侵す罪）

第 80 条 公社の取扱中に係る信書の秘密を侵した者は、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 郵便の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、これを二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（未遂罪及び予備罪）

第 85 条 第七十六条乃至第七十八条、第八十条、第八十三条及び前条の未遂罪は、これを罰する。

2 （略）

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）

（検閲の禁止）

第 4 条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の検閲は、してはならない。

（秘密の保護）

第 5 条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密は、侵しては

ならない。

2 信書便の業務に従事する者は、在職中信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならぬ。その職を退いた後においても、同様とする。

第 43 条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物を正当の事由なく開き、き損し、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に交付した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従って処断する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第 44 条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 信書便の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

○ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）

（検閲の禁止）

第 3 条 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。（検閲の禁止）

（秘密の保護）

第 4 条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第 179 条 電気通信事業者の取扱中に係る通信（第百六十四条第二項に規定する通信を含む。）の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

○ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）

（信書開封）

第 133 条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

（信書隠匿）

第 263 条 他人の信書を隠匿した者は、六月以下の懲役若しくは禁固又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

○ 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）

第 100 条 裁判所は、被告人から発し、又は被告人に対して発した郵便物、信書便物又は電信に関する書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押え、又は提出させることができる。

2 前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信に関する書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものは、被告事件に関係があると認めるに足りる状況のあるものに限り、これを差し押え、又は提出させることができる。

3 前二項の規定による処分をしたときは、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。但し、通知によつて審理が妨げられる虞がある場合は、この限りでない。

※同法第 222 条において、検察官、検察事務官又は司法警察職員による押収又は捜索について準用。

○ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）

第 82 条 破産管財人は、破産者にあてた郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見ることができる。

2 破産者は、破産管財人に対し、破産管財人が受け取った前項の郵便物等の閲覧又は当該郵便物等で破産財団に關しないものの交付を求めることができる。

○ 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）

（信書の発受の禁止）

第九十五条 刑事施設の長は、犯罪性のある者その他受刑者が信書を発受することにより、刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者（受刑者の親族を除く。）については、受刑者がその者との間で信書を発受することを禁止することができる。ただし、婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受する場合は、この限りでない。

（電話等による通信）

第一百条 刑事施設の長は、受刑者に対し、第六十五条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その者の改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるときその他相当と認めるときは、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。

2 第九十八条の規定は、前項の通信について準用する。